

藤沢市下水道事業に係る公営企業の設置等に関する条例の一部改正について

藤沢市下水道事業に係る公営企業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

2023年（令和5年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市下水道事業に係る公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市下水道事業に係る公営企業の設置等に関する条例（昭和42年藤沢市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項を次のように改める。

3 下水道事業の計画は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により定めた事業計画のとおりとする。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

別表を削る。

附 則

この条例中第3条及び別表の改正規定は公布の日から、第5条の改正規定は令和6年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、地方自治法の一部が改正されたこと等に伴い、所要の改正をする必要による。